

民法

左：誤、右：正

【プレテスト】解説9頁・2

<p>これが問題となる点も、事案 (b) と同じである。</p>	<p>これが問題となる点も、事案 (a) と同じである。</p>
----------------------------------	----------------------------------

【平成18年】模範答案5頁・9～18行目

<p>次に、債務者の地位安定という <u>468 条 1 項</u> の趣旨に照らし、抗弁の承継を広く認めるために、「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由」といえるためには、債務者対抗要件具備時までに抗弁事由発生の基礎が存在していれば足りると解する。</p> <p>解除権発生の基礎である機械部品の瑕疵は、X が登記事項証明書の交付による譲渡通知をした平成 17 年 10 月 <u>18 日</u> に先立つ、第 4 回売買の契約締結時（同年 9 月 5 日）から存在している。したがって、契約解除は債務者「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由」（<u>468 条 1 項</u>）に当たるから、Y はこれを抗弁として主張し得る。</p>	<p>次に、債務者の地位安定という <u>特例法 4 条 4 項・468 条 1 項</u> の趣旨に照らし、抗弁の承継を広く認めるために、「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由」といえるためには、債務者対抗要件具備時までに抗弁事由発生の基礎が存在していれば足りると解する。</p> <p>解除権発生の基礎である機械部品の瑕疵は、X が登記事項証明書の交付による譲渡通知をした平成 17 年 10 月 <u>8 日</u> に先立つ、第 4 回売買の契約締結時（同年 9 月 5 日）から存在している。したがって、契約解除は債務者「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由」（<u>特例法 4 条 4 項・468 条 1 項</u>）に当たるから、Y はこれを抗弁として主張し得る。</p>
--	---

【平成21年】解説5～6頁・2・2つ目の点の4行目

<p>そうすると、Y は、XA 間の売買契約における所有権留保特約の存在及び A の代金未完済による所有権留保について <u>悪意又は有過失</u> である場合には、自分に本権があると信じていなかったとして「悪意」の占有者に当たり、「悪意」になった時点以降の動産甲の使用利益の返還義務を負うことになる。</p>	<p>そうすると、Y は、XA 間の売買契約における所有権留保特約の存在及び A の代金未完済による所有権留保について <u>悪意</u> である場合には、自分に本権があると信じていなかったとして「悪意」の占有者に当たり、「悪意」になった時点以降の動産甲の使用利益の返還義務を負うことになる。</p>
---	--

【平成23年】解説3頁・2（1）2段落・1行目

<p>①につき、詐害行為該当性を客観的要件と主観的要件の相関的考慮により判断する相関関係説からは、</p>	<p>詐害行為該当性を客観的要件と主観的要件の相関的考慮により判断する相関関係説からは、</p>
---	--

【平成23年】解説5頁・3・1段落・1行目

改正前民法下では、詐害行為取消訴訟において <u>金銭債権</u> ・動産の現物返還または価額償還を求める場合には、	改正前民法下では、詐害行為取消訴訟において <u>金銭</u> ・動産の現物返還または価額償還を求める場合には、
--	--

【平成23年】模範答案1頁・2～3行目

CはBに対し、請負残代金2500万円について、不当利得返還請求（ <u>民法703条</u> ）をしている。	CはBに対し、請負残代金2500万円について、不当利得返還請求（ <u>民法703条・704条</u> ）をしている。
--	---

【平成26年】模範答案5頁12行目

<u>丁土地についてのG元所有及びHのGからの所有権取得原因事実であるから、両者が相まって請求原因（ア）を基礎付けるという法律上の意義を有する。</u>	<u>①・③は、HのGからの所有権取得原因事実であるから、丁土地がもともとGの所有に属していた事実と相まって、請求原因（ア）を基礎付けるという法律上の意義を有する。</u>
--	--

【平成26年】模範答案6頁・10行目

事実①・③により請求原因（ア）が、事実⑤により請求原因（イ）が基礎付けられる。また、丙建物所有者Kを被告とすることも問題ない。	<u>丁土地がもともとGの所有に属していた事実と事実①・③により請求原因（ア）が、事実⑤により請求原因（イ）が基礎付けられる。また、丙建物所有者Kを被告とすることも問題ない。</u>
---	---

【平成28年】問題文3頁の最後

問題文3頁の最後に、設問1に関する注意書きとして、以下の文章を追加する。

注) 本問は、改正前民法を前提とした問題であるところ、設問1において、平成30年民法改正により成年の年齢が20歳から18歳に引き下げられたこと(4条)を前提にすると、論点が成立しなくなる。だからといって、Cの年齢を18歳から17歳に変更すると、CがDと婚姻できなくなるため(婚姻適齢は18歳であるため[731条])、配偶者であるDを事実関係から削除する必要があるが、Dを事実関係から削除すると、設問1(2)における一部の論点の当てはめに影響が出る。そこで、設問1においては、成年の年齢に限り、これを20歳とする改正前民法を前提として解答するものとする。

【平成28年】解説15頁・1段落・2行目

債権譲渡構成の場合、抗弁承継の原則(468条1項)により、債務者Eは「譲渡…通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた	債権譲渡構成の場合、抗弁承継の原則(468条1項)により、債務者Eは「対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事
---	--

事由」として、譲渡人 H に対する不法原因給付の抗弁を譲受人 M に対して対抗することができる。	由」として、譲渡人 H に対する不法原因給付の抗弁を譲受人 M に対して対抗することができる。
--	---

【平成 28 年】模範答案 6 頁・19 行目以下

次の (3) の文章を追加する。

<p>(3) B は、原状回復請求権の発生原因である借入金の交付は賭博に使うという「不法な原因のため」の「給付」に当たるから、原状回復請求権は認められない旨を主張する (708 条本文)。</p> <p>しかし、B の不法な動機を認識していたにすぎない H の不法的分子は甚だ微弱であり、B の不法に比較すれば問題にならぬ程度のものであるため、「不法な原因が受益者についてのみ存したとき」(708 条但書) に当たるから、B の主張は認められない。</p> <p>(4) よって、M の請求は認められる。</p>
--

【令和 1 年】解説 7 頁・(2) 1 段落・4 行目

<p>(2) H は、D から、D が E に賃貸している「不動産」である乙建物について、D との売買契約により「譲渡」を受けている (①)。①の時点で先立ち、E が DE 間の賃貸借契約に基づき乙建物の引渡しを受けることで乙建物の賃借権が「借地借家法…<u>10 条</u>…による…対抗要件を備え」ていた (②)。</p>	<p>(2) H は、D から、D が E に賃貸している「不動産」である乙建物について、D との売買契約により「譲渡」を受けている (①)。①の時点で先立ち、E が DE 間の賃貸借契約に基づき乙建物の引渡しを受けることで乙建物の賃借権が「借地借家法…<u>31 条</u>…による…対抗要件を備え」ていた (②)。</p>
---	---

【令和 1 年】模範答案 3 頁・11 行目

<p>(1) H は、D から、D が E に賃貸している「不動産」乙建物について、D との売買契約により「譲渡」を受けている。これに先立ち、E が DE 間の賃貸借契約に基づき乙建物の引渡しを受けることで、乙建物の賃借権が「借地借家法…<u>10 条</u>…による対抗要件を備え」ていた (605 条の 2 第 1 項)。</p>	<p>(1) H は、D から、D が E に賃貸している「不動産」乙建物について、D との売買契約により「譲渡」を受けている。これに先立ち、E が DE 間の賃貸借契約に基づき乙建物の引渡しを受けることで、乙建物の賃借権が「借地借家法…<u>31 条</u>…による対抗要件を備え」ていた (605 条の 2 第 1 項)。</p>
---	---

【令和 1 年】中位答案 2 頁・14 行目

<p>(1) H は、D との売買契約により、賃貸「不動産」乙建物の「譲渡」を受けてお</p>	<p>(1) H は、D との売買契約により、賃貸「不動産」乙建物の「譲渡」を受けてお</p>
---	---

<p>り、これに先立ち、E が DE 間の賃貸借契約に基づき乙建物の引渡しを受けることで乙建物の賃借権が「借地借家法…<u>10条</u>…による対抗要件を備え」ていた (605 条の 2 第 1 項)。</p>	<p>り、これに先立ち、E が DE 間の賃貸借契約に基づき乙建物の引渡しを受けることで乙建物の賃借権が「借地借家法…31 条…による対抗要件を備え」ていた (605 条の 2 第 1 項)。</p>
--	--